

平成30年度千葉県基幹相談支援センター連絡会議

(第3回相談支援専門部会) 議事概要

平成31年1月21日(月)午後2時から

千葉県文書館 6階多目的ホール

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 各基幹相談支援センターの運営状況について
- 4 運営上の課題等について
  - ・センター職員の人材確保・育成
  - ・相談の役割
  - ・地域生活支援拠点との連携
  - ・地位各地域生活支援センターとの連携・棲み分け等
- 5 その他
- 6 閉 会

【概要】

[あいさつ]

(岡田障害福祉事業課長)

障害福祉事業課長の岡田でございます。

本日は、お忙しい中、基幹相談支援センター連絡会議に御出席いただきまして、誠にありがとうございます。また、日頃より本県の障害保健福祉行政の推進には御理解と御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。開会にあたりまして、一言ご挨拶申し上げます。

県では、昨年3月に、平成30年度から32年度までを計画期間とする、「第六次千葉県障害者計画」を策定し、「障害のある人が地域でその人らしく暮らせる共生社会の構築」を目指して、各種施策の推進に取り組んでいるところです。市町村におかれましても、同様に計画を策定し、各地域における施策の実施に御尽力をいただいていることと思います。

本県の障害者計画では、「障害のある人の相談支援体制の充実」を柱の1つに掲げ、地域における相談支援体制や相談支援従事者研修の充実を図ることとしています。これら施策の方向性を検討するに当たっては、千葉県総合支援協議会 相談支援専門部会の委員の皆様には、貴重な御意見・御助言をいただいたところです。

地域における相談支援体制としては、既に、県及び県内全市町村において地域自立支援協議会が設置されており、それぞれ課題の共有や連携等の取り組みが行われていることと思います。一方で、相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターについては、現在、県内で設置されているのは20市町村にとどまっています。

相談支援専門部会では、未設置市町村に対する働きかけのほか、既に設置・運営をされている市町村間の課題の共有や情報交換の機会が必要との御意見をいただいております。今回新たな試みとして連絡会議を開催することとしました。

県といたしましては、基幹相談支援センターに期待される機能や役割、各地域での取組状況等について、このような会議の場を通じて情報共有を図ることにより、県下における

体制整備に努めてまいりたいと考えております。このほか、市町村や協議会が実施する研修会への相談支援アドバイザーの派遣や、相談支援従事者に対する研修を通じた人材育成を通じて、今後も引き続き、「障害のある人の相談支援体制の充実」に向け取り組んでまいりますので、皆様の御理解と御協力をお願いいたします。

終わりに、本日御出席の皆様方の今後の御健勝と御活躍を祈念いたしまして、あいさつとさせていただきます。

(事務局)

会議の流れについて説明後～ なお、会議の座長につきましては、千葉県総合支援協議会相談支援専門部会部会長の寺田様をお願いしたいと思いますが、皆様よろしいでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、寺田様 どうぞよろしくお願いいたします。

(寺田部会長)

皆さんこんにちは。相談支援専門部会長として今日の進行を仰せつかりました。どうぞよろしくお願いいたします。皆様方には、協議の資料としてアンケート調査をお願いしましたが、丁寧に細かく回答をいただき感謝申し上げます。会議を進めるにあたって貴重な資料になると思います。皆様の御協力をいただきながら会議の進行に努めたいと思います。この機会にそれぞれの機関における取り組みや課題となっている事項などについて、有意義な情報交換ができればと思っています。

それでは、次第に従いまして会議を進めてまいります。次第の3、各基幹相談支援センターの運営状況について、特に力を入れている取組などを中心に、時間が短くて恐縮ですが、それぞれ2分程度で概要をご紹介いただきたいと思います。

[各基幹相談支援センターの運営状況について]

(各センターからそれぞれ説明)

～質疑応答～

(寺田部会長)

各市町村の皆さんに短い時間の中で、基幹相談支援センターの概要について御説明いただきましたが、お手元のアンケート調査の記載事項も参考にしながら、それぞれの取組等についてもう少し詳しく聞きたいとか、御質問などありましたら挙手にて御発言願います。

あとの課題でも取り上げますが、少ない財源、限りある人材の中で運営されている様子が垣間見えたところですが、いかがでしょうか。

(田中委員)

多古町の方に、こども、障害者、高齢者をトータルで相談支援をつないでいく取組について、もう少し具体的に教えていただきたい。また、相談支援の中で、早期療育のニーズをとらえていくためにどのような体制を取っているのか。こども、障害、高齢それぞれの施策があり、子ども子育て支援新制度でも利用者支援専門員と呼ばれているケアマネジメントが国から提示されています。実際に佐倉の方では、利用者支援事業が様々なニー

ズを拾い出し、その中から障害児の相談支援に繋いでいるという情報を得ていますが、可能な範囲で教えていただきたい。

(多古町)

もともと平成26年度までは基幹相談を委託で実施していましたが、そこまで大きな町ではないので、包括で一体的に世帯単位で支援できるよう、委託はやめて町で実施しているということになりました。

早期療育についてですが、多古町では要対協からあがってくる案件としてはネグレクトの事例が多く、こどもに障害があったり、お母さん自身に障害があるといった背景が見えてきた中で、要対協だけでなく、障害の自立支援協議会でも対応を考えていく必要があることから、子ども子育て支援部会を作りました。そこで、保健師が健診を行う中で気になる子、こども園で保育をしていく中で気になる子をしっかりキャッチして、早期療育に繋がりたいということです。現場のこども園では、気になっても親御さんに言いにくいということも課題として挙げられており、どうしたらうまく支援に繋がられるかなど話しているところです。

(田中委員)

ありがとうございました。

子どもと障害と高齢者、異なる施策の相談支援の連携の中で、給付とニーズの関係が違いますが、何か課題となっていることがもしあれば教えていただきたい。

また、児童に対する取組みが興味深くて、一度お邪魔してじっくり教えていただきたいくらいですが、利用者支援事業という交付金事業をやっているか否か教えていただきたい。

(多古町)

障害の保健福祉課と児については子育て支援課とこども園と連携して取り組んでいますので、特にやりにくさはありません。子ども子育て支援部会でも、部会員として子ども部局の係長、教育委員会の担当など一体となって参加しています。

利用者支援事業については実施していません。

(伊藤委員)

印西市さんに質問ですが、拠点と基幹の連携や、短期入所を活用されているという話が興味深かったのですが、拠点の方で短期入所を整備されたのか、などについて教えていただきたい。

(印西市)

拠点の内訳ですが、国県市の補助金によりグループホームを2棟建てています。その中で、袖ヶ浦の養育園から強度行動障害のある方1名を受け入れています。また、単独短期入所を6名定員で整備し、プラス緊急ベッド1つを空床として緊急時の対応をしているというのが、地域生活支援拠点の補助金によるものです。また、基幹相談支援センターの事務所を拠点の中に整備したのと、もう一つグループホームを法人の自前で建てていますので、拠点としては、単独短期入所6名定員プラス緊急ベッド1つ、強度行動障害受入れのグループホーム2つ、通常のグループホーム1つという内訳になります。

(伊藤委員)

ありがとうございました。

(宇治原委員)

船橋市さんでは、緊急時の計画作成をされているとのことですが、件数が増えていって基幹の業務に支障が出てくることもあるかと思いますが、受けた計画相談支援をどのように継続しているのか、あるいは、緊急時ということでセルフプランをフォローしていることもあるのかなど、詳しく伺いたい。

(船橋市)

緊急時や困難ケースについて、基本的には、まず障害福祉課のケースワーカーが基幹センターに依頼するかどうかを検討して、作成が必要である方を確認してから依頼する形を取っていますので、すべての困難ケースが該当するわけではありません。また、中にはセルフプランをサポートするような形で退院できる方もいますので、そうした判断を基幹センターに応援していただいています。

事業所から来た緊急、困難事例については、必ず総合相談（基幹相談）がバックアップします。相談支援事業所に依頼するに当たっては、基幹が必ずセットで何かあった時にはフォローアップする体制を取ります。基本的に基幹が受けたものについては、1年位を目安にして落ち着いたところに相談支援事業所に移行していく、若しくは大変な時には市を通して緊急度をはかったうえで計画を引き継いでいく形を取っています。

(寺田部会長)

関連ですが、プランを作るということは、基幹相談支援センターも特定相談支援事業としての指定を受けていますか。

(船橋市)

そうです。

[運営上の課題について]

(寺田部会長)

次第の4「運営上の課題等について」に移ります。アンケート調査に記載していただいた課題等のうち、主な4項目について意見交換を行いたいと思います。

まず、「センター職員の人材確保・育成」について、市川市・浦安市・長生村の記載がありますが、補足がありましたら御発言をお願いします。

(市川市)

市川市の人材育成については、基幹センターと障害者支援課を中心に月に1度グループスーパービジョンという形で、指定相談支援事業所2～3組に困難事例を提出していただいて一緒に考える取組みをしています。また、相談支援部会で作成した相談支援ガイドラインについて、3カ月にわたって月1回ですが、指定相談支援事業所や高齢者のケアマネージャーに参加をいただいて研修を実施しています。

(浦安市)

基幹センターの相談員にはスーパービジョン機能を求められますので、困難ケースを直接的に支援する側面と、地域の相談支援事業が抱えている困難事例に対して適切な協同や助言、支援のフレームについてのサービス担当者会議でのコメントなど、いかに経験値を上げて専門性を高めていくが永遠の課題だと思っています。受託法人としては、法人内で専門家を交えた事例検討会を重ねたり、多職種横断で研修会に率先して派遣したりという取組みにより職員の育成に尽力しています。

(長生村)

基本相談だけでも件数が増えていく中、障害者、児、グレーゾーンの方、触法、ひきこもりも一人で相談の対応をしていることから、職員の増員を求めており、いよいよ来年度、臨時からできそうかなというところですが、すぐ動ける人材が来るとは限らないので、どう募集をしたらいいか困っている状況です。

(寺田部会長)

ありがとうございました。人材の確保・育成については、国等が基幹センターに求める機能を読めば読むほど、そんな人材は簡単にいないと思うわけですが、それぞれ皆さんが取り組んでくださっているということでした。これについて、御意見等がありましたらお願いします。よろしいですか。

続いて、「相談の役割分担」について、市川市、柏市、鎌ヶ谷市の記載がありますが、補足がありましたら御発言をお願いします。

(柏市)

平成26年度から直営で始め、29年度から民間に委託をしていますが、市でやるべき内容と委託をお願いする内容の棲み分けが難しく、苦慮しているところです。特に、委託をしている自治体の方には、市との連携は具体的にどうなっているのか聞きたいです。柏市では、虐待事例等については、通報等はいただきますが、市の直営で行っています。

(鎌ヶ谷市)

基幹と委託相談支援事業所の役割分担があいまいな状態になっています。委託相談については、平成18年度からその当時の委託内容が引き続いており、法律はどんどん変わりましたが、対応した相談内容になっていないため、あいまいな部分があります。計画相談に繋がらないものは委託相談で受けてもらえばいいですが、現在は基幹センターにすべて廻ってくる状態にあり、相談件数は多くなっています。そのため、委託相談支援事業所、計画相談支援事業所、基幹センター、行政を含めて役割分担を明確にしていこうと会議を開いているところです。

(寺田部会長)

委託相談は、障害者自立支援法がスタートした時から、連携という課題を背負ってきていると思います。

(市川市)

市の方々には役所にしかできないことをしていただいて、明確に分かれているのは、アウトリーチ型で訪問が必要なケースに関しては、えくる（基幹）がほとんどです。ただ、すべての困難事例を請け負っているために廻り切れなくなっているのが課題で、今後、中間に入るような委託の事業所について、市と相談して組み立てていければと考えています。

(寺田部会長)

ありがとうございました。棲み分けをどうするのか、どこの自治体でも課題にあがっていると思います。その中で、鎌ヶ谷市では議論をしているということですので、結論が出ましたら情報提供をいただけたらと思います。

これについて、御意見等ありますでしょうか。

それでは、続いて「地域生活支援拠点との連携」について、成田市の記載がありますので、補足がありましたら御発言をお願いします。

(成田市)

成田市では面的整備の考え方としており、緊急時の受け入れ先探しは市ケースワーカーが中心になって対応しています。また、5つの機能を備えることになってはいますが、現状の基幹センターは専任2名体制で、機能拡充は難しいので、市内の他の事業所との役割分担、連携、整備する機能の優先順位などについて、自立支援協議会の議論を通じて検討していきたいと考えています。

(寺田部会長)

ありがとうございました。面的整備を進めるに当たって何か工夫された点はありますか。

(成田市)

第5期計画の中で、面的整備で整備済みという位置付けにはしていますが、実態の運用についてはまだまだ不足している部分があります。

(寺田部会長)

皆様から何か御発言はありますか。

それでは最後の課題ですが、千葉県には独自の事業として中核地域生活支援センターがありますが、中核センターとの連携、棲み分け等について、香取障害者支援センターの記載がありますので補足がありましたら御発言をお願いします。

(香取障害者支援センター)

1市2町から委託を受けており、相談があった時に、まず行政の方で中核と基幹のどちらに依頼するかを検討して振り分けていただいていると聞いています。基幹と中核の役割をどうしているのか皆様に聞きたいところですが、私たちの地域では3か月に1回、中核の方たちと話し合いをしたり、情報共有する機会をもっています。その中で、複合的な支援が必要なケースが増えていますので、内容によって、家族は中核で、手帳を持っている方や気になる方は基幹でという役割をケース会議等で対応しています。他の委託相談事業所からは、基幹と中核どちらに振ればいいのかと聞こえてきますが、ワンストップで受けて必要に応じて中核に繋げていきますし、基幹で対応させていただきますと応えています。相談の分担はしにくいところですが、周りから見ても明確に分担や連携体制が作っていければ、それぞれの機能がより地域の中で有効に展開できるのではと思っています。

(寺田部会長)

ありがとうございました。実際に中核センターで活躍されている旭市の英さんに、障害者相談と中核センターの役割について補足説明をいただければと思います。

(海匠ネットワーク：英氏)

中核センターの事業について、若干お話をさせていただければと思います。お手元の中核センターの活動白書の1ページに概略版が載っています。平成16年の10月に県の単独事業として民間に委託している事業になります。当初は制度があまり整っていないと、地域包括支援センターや委託相談事業所、生活困窮者自立支援事業もなかった中で、なんでも相談としてやってきた経緯があります。その時に、障害をお持ちの方の相談がとても多かったのも、中核センターは障害をお持ちの方の相談にのる所でしょうと今でも言われたりします。実際には4ページの相談の内容を見ると、この3年間位で、障害のない方からの相談が障害をお持ちの方からの相談を上回ってきているという現状があります。また、制度が整ってきている中で、中核センターに求められる機能も変わってきていて、平成

29年度から新しい要綱に変わりました。簡単に言えば、中核センターは最終的な支援の受け皿ではなくて、本人の困りごとを地域の資源に繋げるコーディネートをしていく機関であるという意味合いが強くなっていると感じています。白書の最後に千葉県の図がありますが、13圏域に1カ所ずつ広域で設置をされていますので、相談をまずはワンストップで受けますが、住民により身近な市の事業に繋ぎなおすことが必要になりますので、各市の基幹センターと連携を図っていきたいと思います。

(寺田部会長)

ありがとうございました。中核センターの役割も、最初は対象者横断で何でもかんでも24時間365日持ち込まれたと思いますが、だんだん障害、高齢それぞれの福祉制度が整ってくる中で中核センターの役割も変わりつつあるということですね。具体的な事業に繋いでいくという所に中核センターと基幹センター、あるいは相談事業所との連携の糸口があるように感じました。

さて、これまで4つの課題についてそれぞれお話をいただきましたが、全体で何か御発言がありましたらお願いします。

(岡田課長)

現状や課題、各市町村の取組みがよくわかり、皆様に御協力をいただいたおかげだと思っています。

県でも課題と思っていることですが、人材の確保について、介護の分野では国の方でも基金を作って積極的に取り組んでいます。障害の分野については国の基金がないので、県でも予算が取れていません。これについては、各都道府県と共同して国に要望しているところですが、県としてこんなことをやらしてもらえれば人材確保につながるという御意見がありましたらお願いします。

(柏市)

障害に特化した人材フェアのようなものを可能な限り圏域ごとに行っていただきたい。そうした機会があればぜひ参加したいという事業者、法人も多数あると思いますので是非お願いします。市単独でやるには障害だけですと規模が小さすぎて厳しいので、複数の圏域にまたがった形でお願いします。

(旭市)

この連絡会議は、今後も継続的に行われるのか伺います。今回は、県内の基幹センターの皆さんが集まって、いろいろな取組みがわかり、刺激も受け、有意義だったと思います。できれば定期的に情報交換の機会があればいいと思いました。

(事務局)

今回、新たな試みとしてこの会議をもたせていただきました。事務局としてはもう少しざくばらんな意見交換の場を想定していましたが、なかなか発言しにくいような印象も受けましたので、御要望があれば継続していきたいと思いますし、やり方等も御意見をいただいで工夫したいと思います。

(船橋市)

人材確保の件で、千葉県では学生向けに看護師や介護福祉士を対象とした貸付金制度があると思いますが、返還免除の対象となる施設に障害福祉分野の施設があまり入っていない

いような記憶がありますので、そうした点を拡大していただだけでも、学生が障害福祉の分野に入っていくやすくなると思いますので、御検討いただければと思います。

(船橋市)

基幹センターで触法の方を受けることが多くなっていると思いますが、20市町村しかない中で、どうしても手をつけにくい分野でもあるので、県として研修の場を含めて企画などを考えていただけると、それを受けて各市町村で対応していくような大きなテーマになっていると思いますので、検討いただければと思います。

(寺田部会長)

刑務所等の矯正施設から地域への移行、あるいは施設や病院からの移行は大きな課題だと思いますが、触法障害者という点で、岸さんからお話をいただければと思います。

(岸委員)

国では再犯防止推進法ができ、千葉県でも再犯防止推進モデル事業が始まって、協議会で話し合いをしているところです。昨年9月末で地域定着支援センターができて8年が過ぎました。対象者は郡部に返りたいという人が多いですが、実際には地域には戻れず、センターがある千葉市あたりで調整することになり、どこに落ち着いたか、どこで生活保護を受けているかという統計を見ると地域に偏りがあって、一件もない市町村もあります。これまで基幹センターに地域の課題として投げかけて取組んでこなかったこともありますが、刑務所に入った人は、いずれは地域に返りたいと思っても帰れないと受入れ先が多いところに帰っていく、例えば市原市や大網白里市など、資源がある所に偏っていく傾向があります。もし皆さんにお願いできるとしたら、センターでは月1回地域から持ち込まれた事例検討会を行っていますが、それぞれの地域で呼んでいただければ出前で行きますので、一緒に考える機会ができればと思っています。

(寺田部会長)

ありがとうございます。罪名と受入れの困難性は全く比例しない、重大な罪を犯した人、イコール受け入れが難しいという図式は全く当てはまらないというのは、これまでの経験の中で痛感しています。地域で受け入れる場合にどんな条件が必要でしょうか。

(岸委員)

やはり罪名にとらわれず、偏見を持たずに引き受けていただきたい。ここにいる方はもちろんそうだと思いますが、一般の方々に理解していただきたい。今まで支援してきた中で、住む場所だけでなく日中活動の場所を併せて見つけられた方はうまくいっていると思います。また、すぐに施設には入所できなくてもシェルターのような住む場所が必要なので、センターではアパートを借りていて、そこで障害支援区分を取ったり、要介護認定を受けたり、年金を取ったりしながら地域に返っている人もいます。自立準備ホームという法務省からの委託を受けていただくと、食事相当、家賃相当、見回り費用が出るので、地域にそういう場所が増えるといいと思います。

(寺田部会長)

これからの地域生活支援の一つの課題だと思います。他には県への要望などいかがでしょうか。

(成田市)



相談支援専門員の初任者研修ですが、法人から何人か申し込んでも必ずしも全員が受講できるわけではない。サビ管研修も法人から6人申し込みましたが1人しか受講できませんでした。仕方なく群馬県に申し込みましたが結局受けられず、サビ管がないと地域資源として開業できない、やる気があって受けられないのは残念だと思いますので、年2回開催していただくとか、できる限り希望する方が受けられる仕組みにしていきたい。

(事務局)

各事業者の皆様には大変ご迷惑をおかけしております。現行の制度では、相談支援従事者とサービス管理責任者の研修が、入口のところで共通の研修があるので、受け入れられる人数が限定されてしまうという事情があります。今現在は県の直営で研修を実施しており、対応しきれない状況は明らかですので、今後、研修の外部への委託などを含めて検討を進めようとしています。検討状況については、今後明らかになった段階でお示ししたいと思います。

(寺田部会長)

ほかにはいかがでしょうか。

(飯田委員)

要望ではありませんが、市町村からいただいたアンケートについて、専門部会の中で、委託先の意見を聴きながら課題等を検討して、回答を出してもらった方がいいと話をさせていただきました。市の方々が一生懸命やっているのはわかりますが、それが地域の実情を反映されものとなっているか疑問な時もありますので、現場の人たちの意見を聴いて、課題は何なのかを皆で話し合ってもらうことに意義があると思います。市原市では、相談支援部会で基幹相談支援センターの検証をするため、市内の相談支援事業所、保健所、中核などにアンケート調査を出しました。思ってもいないようないろいろな回答が来しました。全然役割がよくわからないという人もあれば、すごく助かっているという人もあり、いろいろな人の意見を聴いて考えていただきたいと思います。

また、研修のあり方で、相談支援専門員の研修を強化するのはいいことだが、どちらかという障害のサービスに繋げるための入り口の部分の役割なので、そうではなく、サービスに繋がらないような相談もたくさんあるはずで、そこできちっとアドバイスができる相談支援体制を作り上げていくという視点が必要ではないか。相談支援専門員のスキルを上げるだけでなく、今後は医療ケースワーカーや民生委員、役所の相談窓口の人も含めた相談に関わっている人たちの底上げをしていく必要があるという意見がありました。

また、中核センターには最初の頃に携わりましたが、困難ケースをたくさん受けていると思いますし、また当時は地域も作るということも言われていました。もう何年も経ってノウハウがたくさんあるはずなので、基幹型に伝達して生かしていただきたいと思います。

(寺田部会長)

ありがとうございます。率直な議論をいただきましたが、ほかにございますか。

相談支援体制の強化は、まさに障害者総合支援法の要だと思えます。相談支援体制のあり方、機能の仕方が、地域の中で障害福祉サービスを動かしていく重要な役割として位置付けられています。国は、障害者自立支援法がスタートした時から相談支援体制の強化をずっと言い続けてきました。そのわりには相談支援に係る予算配分が極めて少ないと思っておりますが、千葉県では中核センターとも連携しながら進めてきたと思えます。その体制

づくりの切り札として出してきたのが基幹相談支援センターですが、まだ千葉県でも20か所ということですが、まだまだ浸透しきれないうちに、国は地域生活支援拠点事業を打ち出してきている状況です。

一方で、相談支援に関しては、触法障害者の受入れのように地域から求められる機能はますます拡大してきている状況の中で、それに携わる人材をどう確保し、養成していくのが切実な問題だと考えています。厚労省が次々と制度を打ち出す中で、それができる人材がどれだけいるのかと思うことがありますが、だからこそ、それぞれの得意分野を持ち寄って、皆で何とかしていこうということが求められていると思います。そして、自立支援協議会、基幹センター、拠点事業、それぞれの自治体の連携がますます必要になると思いますので、これからもこのような情報交換、情報共有の場に参加していただきたいと思います。

最後に、岡田課長から一言お願いします。

(岡田課長)

本日は皆様お忙しい中、お集まりいただきましてありがとうございます。それぞれ共通する課題に向かって日々業務にあたったことと思います。今回は初めての機会でしたので発言できなかったことや他の自治体に聞きたいこともあったかと思っています。ここで顔を合わせて取組みがわかったと思いますので、直接、情報交換をしていただくことも県全体の活性化につながりますので、連携を図っていただければと思います。また、県として、設置していない市町村にも伝えていきたいと思いますので、資料等を活用させていただくとともに、今後ともこうした場で情報交換をさせていただければと思いますのでよろしくお願いいたします。